

地域特産品振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域特産品振興対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域特産物の生産振興を図ることにより、地産地消の推進及び所得の向上を目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、当該間接補助事業の実施に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について本補助金の額以上の間接補助金を交付する事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施する別表第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する間接補助対象経費の額とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費について、別表第4欄に掲げるところにより算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付の申請は、市長が別に定める日までに行う者とする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(間接交付の条件)

第8条 第3条に掲げる事業の実施により本補助金の交付を受ける鳥取いなば農業協同組合は、同号に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

規則第9条第1項、第9条の2、第10条、第12条（ただし書を除く。）、第16条、第17条並びに第18条第1項及び第3項	補助事業者等	間接補助事業者
	補助金等の交付	間接補助金の交付
	補助事業等の	間接補助事業の
	市長	補助事業者
	補助事業等を	間接補助事業を
	補助事業等変更（中止・廃止・）承認申請書（様式第3号）	補助事業者が定める申請書
	補助事業等又は間接補助事業等	間接補助事業
	決定内容等	間接交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは指示
	補助事業等に	間接補助事業に
	補助事業等着手届（様式第4号）	補助事業者が定める届出書
補助事業等が	間接補助事業が	

	補助事業等完了届（様式第5号）	補助事業者が定める届出書
	補助事業等（補助金等が間接補助金等に係るものである場合にあつては、間接補助事業等。以下この条において同じ。）	間接補助事業
	補助事業等実績報告書（様式第7号）	補助事業者が定める報告書
	第10条第2項の規定により補助事業等完了届の提出があつたとき又は補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額
- （2）本補助金の2割を超える減額
（着手届を要しない場合）

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（間接的な変更等の承認）

第11条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第9条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第9条第1項の別に定める変更等を定めるに当たっては、第9条に定める変更を定めてはならない。

（指示等の報告）

第12条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第9条の2又は規則第18条第3項の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年2月22日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

（経過措置）

- 2 平成27年度事業に限り、規則第12条に規定する実績報告は、規則第4条に規定する交付申請書によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年3月12日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

別記様式（第7条、第13条関係）

年度地域特産品振興対策事業実施計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容

作物名	件数	出荷数 (kg)	単価/kg (円)	事業費	市補助金
合 計					

3 事業完了（予定）年月日
年 月 日

収支予算（収支決算）

（1）収入の部

項 目	本年度予算額 (本年度決算額)	概 要
市 補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

（2）支出の部

項 目	本年度予算額 (本年度決算額)	概 要
	円	
合 計	円	

別表(第3条、第4条、第6条関係)

1 間接補助事業	2 補助事業者	3 間接補助対象経費	4 補助率
特産品出荷補助事業	鳥取いなば農業協同組合	鳥取いなば農業協同組合を経由して、第4欄に掲げる市の振興作物等の出荷を行う際の当該出荷に要する経費	ブロッコリー 出荷量1kgにつき40円で算定した額以内 アスパラガス 出荷量1kgにつき80円で算定した額以内 生姜 出荷量1kgにつき 5円で算定した額以内